

平成28年度

教育委員会定例会
(1月)



平成29年1月13日(金)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 平成29年1月13日（金） 午後3時

場 所 鹿屋女子高等学校

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

(1) 議案題19号 鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について

(P 2)

5 報告

(1) 「JICAブータン体育教育」研修について

(P 6)

(2) 家庭教育講演会・第21回鹿屋市P T A研究大会について

(P 7)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第19号

鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年1月13日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

指定学校の指定期間の撤廃及び文言の整理のため、本案を提出するものである。

鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

鹿屋市学校運営協議会設置規則（平成26年鹿屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第5条第2項中「指定の期間が満了したとき、又はその」を削る。

第8条第1項中「召集」を「招集」に改め、同条第2項中「特別の」を削り、同条第3項中「の出席がなければ」を「が出席しなければ」に改める。

第10条第3項中「著しく」を削る。

第13条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「会長」を「、会長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市学校運営協議会設置規則 平成26年3月5日教育委員会規則第1号 (指定)</p> <p>第2条 指定学校として指定を受けようとする学校の校長は、鹿屋市学校運営協議会設置校指定申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請のあった学校が協議会の目的を達成することができると認めるときは、当該学校を指定学校として指定し、その旨を指定書（別記第2号様式）により通知する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定が取り消されたときは、その身分を失う。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 委員のうち、議事に利害関係を有する者は、その審議に加わることができない。</p> <p>3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 校長は、会議の会議録を作成し、指定学校に5年間保管しなければならない。</p>	<p>○鹿屋市学校運営協議会設置規則 平成26年3月5日教育委員会規則第1号 (指定)</p> <p>第2条 指定学校として指定を受けようとする学校の校長は、鹿屋市学校運営協議会設置校指定申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請のあった学校が協議会の目的を達成することができると認めるときは、当該学校を指定学校として指定し、その旨を指定書（別記第2号様式）により通知する。</p> <p><u>3 前項の規定による指定は、3年以内とする。ただし、再指定を妨げない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定学校の<u>指定の期間が満了したとき、又はその</u>指定が取り消されたときは、その身分を失う。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。</p> <p>2 委員のうち、議事に<u>特別の</u>利害関係を有する者は、その審議に加わることができない。</p> <p>3 会議は、委員の半数以上<u>の出席がなければ</u>、開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 校長は、会議の会議録を作成し、指定学校に5年間保管しなければならない。</p>

(指定の取消し)

第10条 教育委員会は、前条の協議、助言等を行ったにもかかわらず、協議会が次の各号のいずれかに該当することにより、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、指定学校の指定を取り消すものとする。

- (1) 活動の実態がないと認められるとき。
- (2) 合意形成が行えないと認められるとき。
- (3) その他運営が適正を欠くと認められるとき。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(指定の取消し)

第10条 教育委員会は、前条の協議、助言等を行ったにもかかわらず、協議会が次の各号のいずれかに該当することにより、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、指定学校の指定を取り消すものとする。

- (1) 活動の実態がないと認められるとき。
- (2) 合意形成が行えないと認められるとき。
- (3) その他運営が著しく適正を欠くと認められるとき。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

報告(1)

「JICAブータン体育教育」研修について

1 目的

ブータンの学校教員及び体育教育関係者が、鹿児島県における体育教育の取組について学ぶため

2 訪問人数

- (1) ブータンの学校教員及び体育教育関係者・・・10人
- (2) 引率者（研修監理員等）・・・・・・・・・・・・・・ 3人

3 研修内容

- (1) 鹿屋市教育委員会における研修

鹿屋市教育委員会の業務内容、鹿屋市における体育教育についてなどの講義、質疑応答

- (2) 各学校における研修

- ・研修実施学校：西原小学校、第一鹿屋中学校、鹿屋女子高等学校
- ・研修内容：体育授業参観、給食体験、清掃活動見学、部活動見学等

4 日程等

実施日	場所	備考
平成29年1月20日(金)	鹿屋市役所7階大会議室	午前実施
平成29年1月23日(月)	西原小学校	午前実施
〃	第一鹿屋中学校	午後実施
平成29年1月25日(水)	鹿屋女子高等学校	午後実施

報告(2)

家庭教育講演会及び第21回鹿屋市PTA研究大会について

1 目的

PTA自らが問題と向い合い、語り合い、学び合うことでより豊かな教育環境の構築が出来ると確信し、大会を通して研究し実践するため

2 開催日時

平成29年1月21日（土）13時から17時まで

3 日程

受付	アトラクション	社会教育功労者等表彰	開 会 行 事	シンポジウム			休 憩	基 調 講 演	閉 会 行 事
				研 究 発 表	研 究 協 議	講 評			
30	15	10	10	65	35	10	10	80	5

12:30 13:00 17:00

4 社会教育功労者等表彰

かのや学校応援団 吾平地域学校支援本部
中央麓地区町内会 そば切り踊り保存部会
社会教育功労者 4名
優良社会教育関係団体 2団体

5 基調講演

演題：『岡本家、家族の約束。』

講師：KYT鹿児島読売テレビアナウンサー 岡本 善久 氏